

〈ひきこもり〉を分析する視点の再考 —社会が問題化する過程とその変遷に焦点をあてて—

政策研究科博士課程 檜垣昌也

【キーワード】 〈ひきこもり〉・分析視座・定義・概念規定・社会的変遷

問題の所在

筆者はこれまで、研究的視座からは〈ひきこもり〉¹⁾現象を、実践的視座からは〈ひきこもり〉や〈ひきこもり〉者と向き合ってきた。

本稿は、研究的視座から、からの一論考である。〈ひきこもり〉については、2000年以降、厚労省がそれまでの多様な言説をふまえ、窓口対応のガイドラインを示し、そのなかで定義を明示している。この定義に示される「社会参加をしない」という点をめぐり、〈ひきこもり〉かどうかの判定は、認識する者によって判断がわかれるところがある。

このように〈ひきこもり〉という現象がきちんと定義できない（判定が分かれる、あいまいになる）という問題は、社会福祉の支援対象として、制度化された〈ひきこもり〉として、支援の対象になる者と、制度から外れる（制度化されない）〈ひきこもり〉として支援・救済の機会が失われる者を生み出す。

言い換えれば、定義があいまいである〈ひきこもり〉は、判定者により、支援の対象として「該当」したりしなかったりするるのである。

本稿は、このように、判定者によって吟味される対象である〈ひきこもり〉現象について、有用な分析手法を確認したうえで、主に言説からの分析によって、明らかにしようとするものである。

〈ひきこもり〉現象に関心を向けることを意図した本稿を通しての論考は、主に2つある。一つ目は、〈ひきこもり〉現象を分析するために有用な手法の確認である。本稿では事件との兼ね合いで注目された現象であることが一つの特徴である

ことを念頭に置き、逸脱論の立場からの分析手法を検討する。逸脱論を分析理論のひとつの柱とする学問は犯罪学・犯罪社会学・社会病理学・社会問題の社会学と呼ばれる分野である。この視点からの分析を試みることは、対象理解のための貢献と共に、様々な誤解を生じかねない課題もある。本稿では、まずはじめに、この検討を議論の手がかりとする²⁾。

そして二つ目は、〈ひきこもり〉ということばが多様な立場の者により多様に語られた点を、定義化される前の言説から確認すること、2021年現在も、定義や概念があいまいなまま制度の対象とされていること（制度化）を、言説者が例示する〈ひきこもり〉者の事例から確認することである。

具体的には、2000年前後に発信された多様な言説を整理して（1）〈ひきこもり〉やすい人の特性と、（2）〈ひきこもり〉者と定義される人の行動と、（3）その人の属性特徴を明確にする。その中から制度化に有力な言説が選ばれ、定義として採用されたことを確認する。

そして約20年が経過した現在の状況を、2019年以降に発信された言説を取り上げ、彼らが提示する事例から、その特徴を整理することを試みる。結果として状態像の多様さは変わらず、年齢の幅が広がっていることを確認した。

2019年以降（〈ひきこもり〉の定義が定着している現在）の事例は、必ずしも〈ひきこもり〉固有の支援ではなく、既存の枠組みで支援されるケースもあり、またいわゆる既存の制度の枠から漏れると思われるケースもある。

つまり〈ひきこもり〉という状態像が曖昧であるため、〈ひきこもり〉に付随する特徴により支援の対象となるケースや、支援の制度から外れるケースがあることが見えてくる。

本稿では上記の内容を以下の構成で論考を試みる。第1節では、2019年の事件が契機（もしくはブースターの役割）となり、「中高年」や「8050問題」といった新しいイメージが付与されながらも、状態像が固定化されないまま対策がとられてきたといえる〈ひきこもり〉について、筆者が現象として、〈ひきこもり〉の理解に努める場合、社会病理学などの学問体系に位置づけられる逸脱論の視点から見る有用性、とりわけその理論のひとつである「ラベリング論」³⁾からの視点が理解のためには有用である点を論考する。

次に第2節において、2000年に厚労省が〈ひきこもり〉対策のガイドライン⁴⁾を発表する以前に出された言説を取り上げる。〈ひきこもり〉は2000年に起きた事件を契機にメディアによって取り上げられ、多くの言説者によって〈ひきこもり〉に関する見解が発信された。そして、有力と思われる言説を行政が取り上げ制度化される。それが厚労省のガイドラインであり、「〈ひきこもり〉は精神保健福祉の対象である」と明示したことは大きな意味をもつ。ここで取り上げる言説が、ガイドライン制定にどれだけ影響をあたえたのかは明確にはできないが、センセーショナルな事件に付随して取り上げられた〈ひきこもり〉について、様々な分野からの言説があったことを振り返り、〈ひきこもり〉が多様な論者により多様に解釈されていたことを確認したい。

第3節では、2019年のカリタス小学校事件後に

発表された2つの言説を取り上げる。2019年には、〈ひきこもり〉を説明する言葉に「中高年」や「8050問題」が加わり、厚労省の定義をもとに〈ひきこもり〉を述べ、事例を提示している。

第4節はまとめである。第1節～第3節を通して、〈ひきこもり〉を第一義として支援対象とすることの課題を再確認したい。そして、本稿の先にある課題（筆者の研究課題も含む）を提示することとしたい。

第1節 〈ひきこもり〉を逸脱論で捉える意味

筆者が分析枠組みを社会学の一分野である逸脱論（社会病理学・犯罪社会学・逸脱の社会学・社会問題の社会学などと呼ばれる理論群）に属する理論を拠り所にするのは、“〈ひきこもり〉行為＝逸脱行為”、“〈ひきこもり〉者＝逸脱者”といった固定的な価値観からではない。〈ひきこもり〉という言葉が意味する事象を巡ってはこの20年間様々な議論がなされてきている。

それは決して賛美される意味ではなく、なんらかの問題として議論され、〈ひきこもり〉をなんらかの“問題”として捉えられてきたことは、昨今の「8050問題」という言葉が流通したという事実からも理解できる。

図1は、グーグルトレンドを使用し、遡れる上限の2004年から「ひきこもり」「引きこもり」と

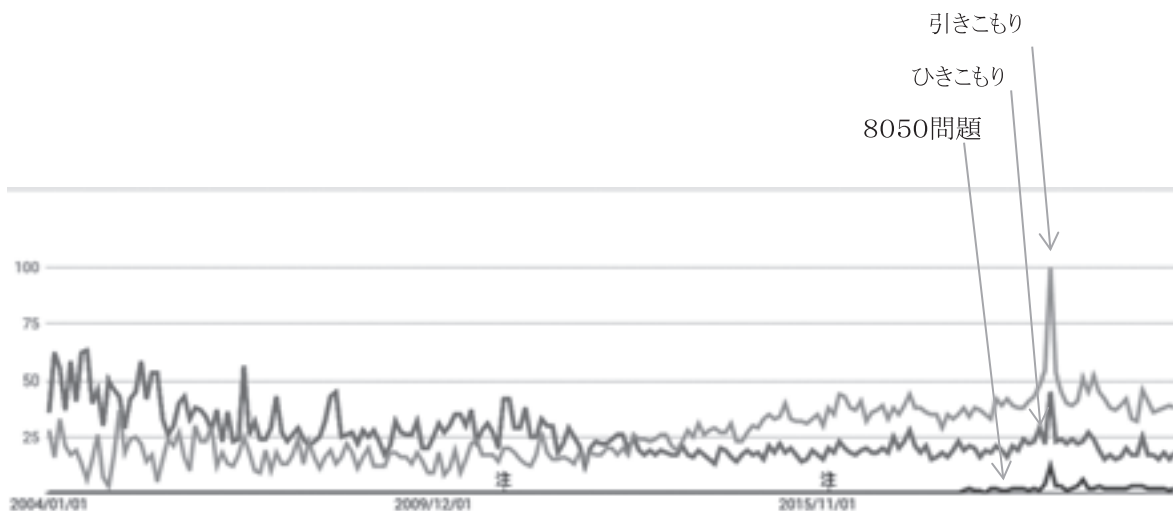


図1 8050問題・ひきこもり・引きこもりの検索ワード比較

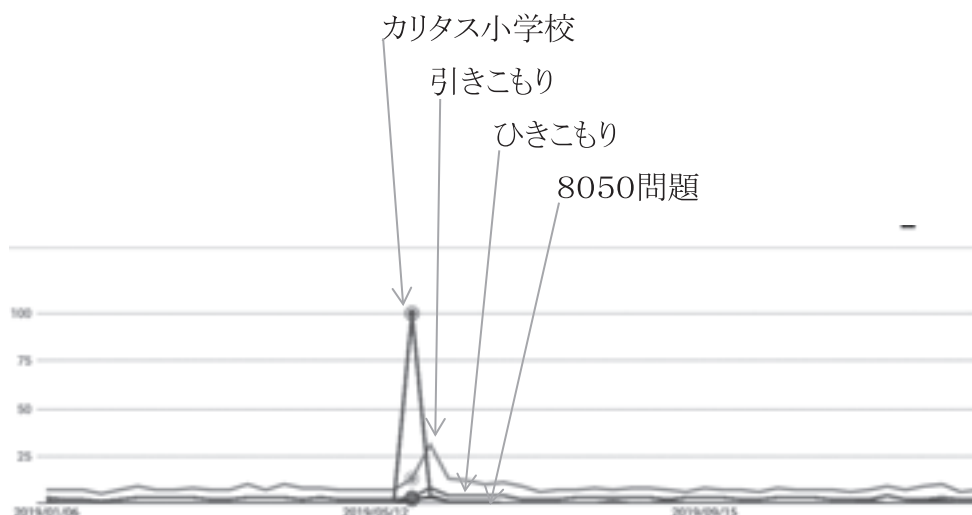


図2 8050問題・ひきこもり・引きこもり・カリタス小学校、ワード比較

いう言葉と、8050問題を比較検索したものである。

2004年の段階では、すでに流通していた「ひきこもり」「引きこもり」に比べ「8050問題」が昨今流通し始めたことがわかる。

そして図2は2019年5月に起こった事件のキーワード「カリタス小学校」を加えて2019年の検索数を比較したものである。「カリタス小学校」のワードが急上昇した直後に引きこもりやひきこもりの検索が急伸していることから、〈ひきこもり〉が何らかの問題として認識されていることの一つの証左となる。

したがって、本稿では、〈ひきこもり〉がなんらかの“問題”として捉えられてきたことを念頭において、逸脱論の見解を分析枠組みとして持ちたいと考える。この逸脱論を主要理論のひとつとする学問領域に社会病理学がある。米川は社会病理を次のように定義している。

「社会病理とは、人びとの社会生活において生起する病的な現象や状況を、その発生原因としての社会のありよう、および後から前者が発生する過程的状況の三者の総体として定義されるのである。この場合、病的な現象や状況は病理現象として、発生原因としての社会的ありようは病因として、病因からの病理現象が発生する過程的状況は病理過程として規定される。中略、このような病因、病理過程、病理現象の総体を意味する概念として社会病理を規定する。種々の事象が病因、病理過程もしくは病理現象として捉えられるが、それらはけっして固定的に把握されるべきではな

く、ある病因的事象が病理現象に軟化したり、ある病理現象が病因的事象あるいは病理過程に介在的な事象へと転化しうる等、流動的に把握されなければならない」

筆者はこの社会病理の概念の定義から、〈ひきこもり〉を社会病理の対象と捉えている。上記の定義をふまえた上で、〈ひきこもり〉と呼ばれる現象を考察する視点としては、大きくわけて次の三つの視点を考えた。

それは、①個々の〈ひきこもり〉行為の病理性を問うもの（〈ひきこもり〉＝逸脱行為と認識したうえで議論を進める立場）、②〈ひきこもり〉を生み出す環境病理的な環境を問うもの（〈ひきこもり〉を生み出す社会が逸脱者を輩出するのだという立場）、③〈ひきこもり〉を問題化する人々の側の病理性を問うもの（〈ひきこもり〉という行為自体の善悪の判断は、“隣人の態度”に大きく左右される）。

①の視点は、個人病理として〈ひきこもり〉を問題にする視点であり、この視点を説明する理論は総じて「行為論」に属するものといえる。②の視点は、〈ひきこもり〉そのものではなく、その行為者が所属する社会の構造を問題視するものであるから、この視点に立脚した理論は「社会構造論」に属するものといえる。③の視点は、〈ひきこもり〉という行為そのものを問題とするものでもなく、また〈ひきこもり〉をとりまく環境を問題にするものでもない。社会環境と個人の関係の中である行為が生成していく過程の中に問題を見

出し、分析する視点であるといつてよい。これは「社会過程論」と呼ぶべきものであり、筆者は、この「社会過程論」に属する「ラベリング論」の視点から〈ひきこもり〉現象に関する研究を進めている。

筆者がこの立場に立脚するのは、けっして①や②の視点が有用ではないということではなく、①や②の視点では説明できない事象があるにもかかわらず、③の視点からの分析があまり重要視されてこなかったのではないかという意識から、この立場の必要性を感じているからである。この立場は、対象・現象をはじめから「定義化」しない。

ベッカーによれば「逸脱は、行為それ自体に内在する性格ではなくて、その行為をなした人物と、それに反応する人々の間の相互作用の内にある」(ベッカー：14)とする。その相互作用において、「社会集団は、それに違反すれば逸脱とみなされる規則を作りあげ、この規則を特定の人に適用し、彼らにアウトサイダーのラベルを貼り付けることによって、逸脱を生みだしている」(ベッカー：8)

筆者はこれまで、このような視点から、〈ひきこもり〉の言説者による視点が社会集団に影響を与え、〈ひきこもり〉というラベルを貼りつけ、結果として「〈ひきこもり〉=逸脱」という構図を作り上げていると考える。

第2節では厚労省がガイドラインを発表する以前から言説を発信していた5名を、そして第3節では、すでに厚労省の定義が定着している2019年の事件後に、〈ひきこもり〉図書を発刊した2名の言説分析を行い、彼らの言説が〈ひきこもり〉の定義の定着に寄与した点、ならびに事件のリアクションとしてどのような言説が発信されているのかを分析する。

第2節 90年代の〈ひきこもり〉言説の分析

本節は2000年7月に発表された厚生労働省のガイドライン⁴⁾作成の際、すでに存在していた言説を)の分析を意図している。したがって、1990年代に出版された〈ひきこもり〉本で述べられている言説を分析する。ここで取り上げる言説は、

(1) 富田富士也、(2) 田中千穂子、(3) 齋藤環、(4) 工藤定次、(5) 近藤直司(編著)のものである。また名前に付随して記したカッコ内に、彼らのよって立つ立場と思われるものを、巻末の略歴または本文中で明記されている部分から判断して記してあるが、その立場ごとの言説が、すべて彼らの持論に収斂されうるものとは思わない。筆者が、彼らの言説を取り上げるのは、2000年以降も引き続き〈ひきこもり〉本を出版している者たちだからである(檜垣：2004：170-171)。ここでいえることは、取り上げる言説が、出版後一定程度読者に反響があり、その後も出版する必要にせまられた者たちの言説であるということである。

分析は、それぞれの発信者の①〈ひきこもり〉やすい人の特性と、②〈ひきこもり〉者と定義される人の行為と、その人の属性が読み取れる箇所を抜き出し考察する。

第1項 富田富士也(教育カウンセラー)の言説分析

富田富士也による『引きこもりからの旅立ち-登校・就職拒否から「人間拒否」する子どもたちとの心の記録-』が出版されたのは1992年である。富田は教育カウンセラーという立場での発言者である。1992年当時で、登校・就職拒否に悩む親子と関わって十数年になる(富田1992：297)。富田が著わした最初の〈ひきこもり〉本である同書は、5章立てであり、その内容は民間の教育相談機関である「フレンドスペース」において不登校者や〈ひきこもり〉者、そしてその親たちとかかわった経験を実践報告としてまとめられたている。この本を皮切りに、富田は多数の〈ひきこもり〉に関する本を出版しているが、富田の主張に大きな変化はない。それは、富田が1992年に最初の〈ひきこもり〉本を出した時点ですでに数多くの事例と関わってきており、その後出版される図書においても富田の主張はこれら事例から導きだされたことが基礎になっているからであろう。富田の〈ひきこもり〉本からの引用はすべて1992年に出された『引きこもりからの旅立ち-登校・就職拒否から「人間拒否」する子どもたちとの心の

記録-』からのものである。

(1) <ひきこもり>やすい人の特性

富田は「引きこもりには大きく分けて、『燃え尽き息切れ型』と『ひとり遊び嗜好型』のふたつの傾向があるように思う」（富田：42）と述べているがこれは<ひきこもり>という行為そのものの傾向ではなく、<ひきこもり>という行為をしてしまいやすい者の傾向を述べていると思われる。富田が指摘する二つの傾向のうち、前者の「燃え尽き息切れ型」は、精神医学分野での概念として存在する「バーンアウト症候群（燃え尽き症候群）」からくるものであろう。「バーンアウト症候群（燃え尽き症候群）」という概念は決して新しいものではなく、稲村博などが、1960年代から指摘しているものである。富田が注目するのは後者の「ひとり遊び嗜好型」のようである。富田はこの「ひとり遊び嗜好型」について以下のように説明している。

このタイプはもともと内向的かつ神経質で、鋭い感受性を持っている。また几帳面でものごとにこだわりやすく、リーダーシップを発揮することが少ない。当然、消極的、依存的な行動がめだつ。いや、融通がきかないからリーダーシップもとれず、そうなるのかもしれない。

そのために、どうしても集団に対し苦手意識が強くなる。人との関わりや争いを避けて育ったために、同世代から置き去りになり、引きこもってしまいやすいタイプといえよう。友人関係に限られていることから、十人十色の人との関わりをあまり体験していないので、豊かな感受性を持ちながらも人間の感動に鈍感になっていることさえある。まるで「人間不感症」と言えるような子どもと出会う場合もある。相手に深入りしないかわりに、自分も深入りされたくないと思っている。

このタイプの子どもは、何かのきっかけで登校拒否や高校中退になり、ひとりであることが長期化すると、本質的に持っていた内向的で人との関わりを避ける性質が加速されて二、三ヶ月で引きこもりにはいってしまうこ

とがよくある（富田：46）。

富田は「ひとり遊び嗜好型」の人間を「内向的かつ神経質」、「鋭い感受性」、「几帳面でものごとにこだわりやすい」といった、その人間のもつ性格的な側面をまず指摘する。次に「リーダーシップを発揮することが少ない」、「消極的、依存的な行動が目立つ」といった集団の中での行動特性を挙げる。そして、この性格的な側面と集団の中での行動特性から、その者の生育過程での「人との関わりや争いを避けて育った」「十人十色の人との関わりをあまり体験していない」という点に注目し、このタイプが「何かのきっかけで登校拒否や高校中退になり・・・二、三ヶ月で引きこもりに入ってしまうことがよくある」と指摘する。これらの指摘は、個々の、その特徴を問題視した上での記述であるといえる。これらの性格特性とその結果あらわれる行動特性を持つものは、<ひきこもり>やすい者の特性といえよう。

(2) <ひきこもり>者と定義される人の行動と、(3) その人の属性

同書は、ある事例の紹介からはじまる。この中で、富田はある19歳の少年の行為を克明に描写している。その場面は、少年が強圧的な態度で母に何度も床や壁の掃除をさせている場面が描かれている。そしてこのような態度をとるようになったのは「家に閉じこもり、外出することなく、人との接触を避け出してしばらくしてからのことだった」（富田：15）と書いている。この事例がこの本の冒頭において紹介されているということは、いうまでもなく、このような事例が富田のいう<ひきこもり>という行為と行為者像なのであろう。富田は<ひきこもり>という言葉を「あえて『引きこもり』と言っている」（富田：19）。この表記の理由を「人間関係、対人関係から『引』いているというイメージがある」（富田：19 - 20）と述べる。

次に<ひきこもり>がどういった状態を示すのか、富田が事例を交えて説明している部分から、行動の部分を中心に引用する。

A君（18歳）は・・・中学三年から完全不登校となった。登校刺激をする先生の姿を見るだけで「すくみ反応」を示すようになった。・・・16歳のとき、・・・非行グループから離れる意味で、家に閉じこもるようになった。・・・昼夜が逆転していき、床屋にも行かず、髪の毛はボサボサ。一日中部屋の中でボーッとしていた。・・・いつしか部屋にカギをかけ、誰も入れず、そこに閉じこもるようになっていった。・・・来客があるときは部屋からまったく出ようとしない（富田：25-27）。

F君（23歳）は・・・一年ほど前から自室で過ごすようになった。・・・部屋に食事を運ばせた。・・・それからもF君の“潔癖症”は、日に日に進んでいった（富田：31-37）。

冒頭の事例を含めて、三つの事例を引用から考えて、「家」、または「自室」に「閉じこもる」、「過ごす」という行動や、他者に「引いている」と思わせるような行動が＜ひきこもり＞者の行動と定義されそうである。時間的な規定はない。冒頭の19歳の少年の事例では「しばらく」という表現であり、A君の場合は16歳の時期から2年間同様の行為をしていると読み取れる。F君の場合は「一年」という記述がある。このように、行動の時間的な把握は、富田の独自の判断のようである。また富田の挙げる事例は、不登校から二十歳前半の人間の者が多い、同書の副題は「登校・就職拒否から『人間拒否』する子どもたちとの心の記録」である。この「子ども」という表記から考えても富田の想定している＜ひきこもり＞の属性は、富田が「子ども」と認識する者である。

第2項 田中千穂子（臨床心理士）の言説分析

1996年には、田中千穂子が臨床心理士（カウンセラー）の立場から『ひきこもり－「対話する関係」をとり戻すために－』という著書を出している。同書は2部構成となっており、第一部は「ひきこもりQ&A」、第二部は「ひきこもりをどう考えるか」と題して田中の持論が展開されている。1990年代に出された田中の＜ひきこもり＞本はこの一冊のみであり、引用もこの本からのもの

である。田中は「私自身は、『ひきこもり』という現象は、その人と社会との関係をめぐる問題であり、その底流に『対話する関係』の喪失がある、つまり、人と人との関係性の原点における障害ではないかと捉えています」（田中：5）とあり、同書はこの視点に立って書かれていると述べている。

（1）＜ひきこもり＞やすい人の特性

Q4「ひきこもる子どもに共通する傾向というのはあるのでしょうか」という問いがある。この問いに田中は、「単純に、どのような性格の子どもがひきこもる傾向がある、ということはいえませんが」としながらも「ひきこもりにはいりやすい性格的な傾向というものは、いくつかあげられるように思います」（田中：43）として性格的な傾向を次の6つの見出しで説明している。①傷つきやすさ・問い返せなさ、②やさしくて、思いやりの深い「良い子」、③自分を好きになれない、④自信のなさや高いプライド、⑤きまじめさと完全癖、⑥柔軟性が乏しく、不安を抱きやすい、といったものである。このような性格的な傾向が＜ひきこもり＞といった行為に入りやすいものとして挙げられ、その個々の性格的特性について具体的な説明を加えている。その説明を以下それぞれ要約してみる。①いじめられた体験が、そのまま問い返す（苦情を言う）ことができず、積み重ねられる、②ダダをこねたい年頃でも「良い子」を演じてしまう、小動物をかわいがったり、おじいちゃんおばあちゃんを大切にするなど、③相手のメッセージを悪く受け取る傾向がある、④実際の体験が不足しており、失敗や挫折から立ち直りにくい、⑤出された宿題や予習・復習をきちんとやり終えないと、翌日学校に行けない。ちょっとでも遅刻しそうな時間になると家を出られないなど、⑥杓子定規にしか行動できない、くよくよ考えてしまうなど（田中：44-52）である。

このように見ても、これら「性格的な傾向」というものは、我々が一般的に自己の性格を顧みて、整理するときによく使用する長所や短所といったカテゴリーの、比較的短所に組み入れられやすい項目が列挙されているように思う。このような性格的側面や行動特性をもっていた者が、＜ひきこもり＞やすい者の特性と考えてよいだろう

う。

(2) <ひきこもり>者と定義される人の行動と、(3) その人の属性

田中は同書の冒頭（はじめに）で、田中のところに相談に訪れた青年の話を挙げている。この事例および田中の論述から、田中がどのような行為を<ひきこもり>と規定しているのかをみる。

中学の頃、ある事件がきっかけで家に閉じこもったときには、いくら友人が訪ねて来てくても、会う気持ちになれませんでした。それで結局友だちをなくし、学校にも行きづらくなってしまいました。だから高校生になるにあたり、とにかくモジモジしないで話をしよう、『友だちをつくろう』と思ったんです（田中：5-6）。

ひきこもっている子どもは、社会から行動として「ひいている」ために、こもっている家のなかで心が「出よう」とします（田中：10）

ここから読み取れる具体的な<ひきこもり>と呼ばれる行為は「家に閉じこもった」ということぐらいである。結果として「友だちをなくし、学校にもいきづらくなる」のだが、この話は、青年の心の中の心理状態が紹介されている。そしてやや抽象的ではあるが、「社会から行動として『ひいている』」という行為の状態の総称とでもいえるべき記述がみられる。全体的に田中の視点は<ひきこもり>者の行為よりも心的状態に注意が払われていることがうかがえる。次に、第一部の「ひきこもりQ&A」から<ひきこもり>者と定義されると思われる行動が読み取れる部分を挙げてみる。

子どもが学校に行かずに、友だちや先生など、人との関わりを避けて家族の者とししか関わらない。あるいは自分の部屋にこもって、親やきょうだいとも距離をとり、一緒に食事をしなくなったり、居間にも出てこない、トイレに行くのにさえ誰とも会わないようにする。このようになったとき、その子どもは『ひきこもり』の状態になったと考えられます。（田

中 1996：21）。

これは、「Q1 ひきこもりとは、どのような現象ですか」といった問いに対する田中の答えである。ここから行為として読み取れる部分を抜き出すならば、「学校に行かず」、「家族の者とししか関わらない」、「自分の部屋にこもって」、「誰とも会わないようにする」というような行為が読み取れる。またQ5に「しばしば昼夜が逆転しますが、これはどのように理解したらよいのでしょうか」という問いに、この昼夜逆転の行為は<ひきこもり>にはいる前後から比較的共通して生じると答えている（田中：53）。「前後」という表現から、昼夜逆転の生活をする行為が<ひきこもり>と規定できるかどうかは意見がわかれるかもしれないが、これらの行為は<ひきこもり>者の行動と規定してもおかしくない「比較的共通」の行動であるとみることができる。

第3項 齋藤環（精神科医）の言説分析

1997年には齋藤環による『「社会的ひきこもり」～終わらない思春期～』が出版された。齋藤は精神科医としてこの本が出版されるまでの約十年間、関わりをもってきており、経験した事例（ある程度の治療関係を結びえた事例）の数は200例を超えると述べている（齋藤1992：5）。その経験をもとに書かれたこの本は、その後出版された他者の著書でも必ずといってよいほど参考にされる本である。同書は2部構成であり、第1部は「いま何が起きているのか－理論編」、第2部は「『社会的ひきこもり』とどう向き合うか－実践編」となっている。ここで引用するものは、同書からのものである。

(1) <ひきこもり>やすい人の特性

同書、第1章「『社会的ひきこもり』とは」では4つの事例（フィクション）が挙げられている。齋藤は、これら事例を紹介した上で、社会からひきこもっていく過程は、実にさまざまであると同時に、いくつかの共通点もみられる（齋藤：22）という。その共通点は「もともと内向的で、家庭では『手のかからないよい子』とみられがち子どもたち」で「ほとんど反抗もしたこともなく、強

いていえば几帳面すぎる点」(齋藤：22)などを挙げている。ただし、〈ひきこもり〉をする子どもたちがすべて、こうした性格傾向をもっているわけではなく、中学や高校までは活発・積極的だった子ども、何かでつまづいたことをきっかけに〈ひきこもり〉をすることも珍しくないという(齋藤：22)。「一定の性格傾向と必ずしも結びつかないところにも、こうしたひきこもりの事例の特徴がある」と齋藤は考えているようだ(齋藤：23)。齋藤は、〈ひきこもり〉やすい者の性格や行動の特性を規定しながらも、その規定には、例外を認めている。

(2) 〈ひきこもり〉者と定義される人の行動と、(3) その人の属性

齋藤の規定する〈ひきこもり〉者と定義される行動も、やはり冒頭にいくつかの具体的な行動形態として述べられている。①「もう三十歳近いのに、仕事もしないで自宅でぶらぶらしている」、②「ほとんど外出しないし、家でも自分の部屋に閉じこもりきりでいるらしい」、③「昼間でも雨戸を閉めて、夜も昼もないような生活を何年も続けている」、④「たまたま親が仕事をするように勧めたりすると、ひどく腹を立てて怒鳴ったり、暴れたりする」といった事例について「話を聞いたことがありますか」という形で読者に問いかけている(齋藤：3 丸数字は筆者)。そして「このような青少年が数十万人もいるとしたらどうでしょう」と、読者に問いかけ、「ひきこもり」「閉じこもり」から抜け出せずにいる(齋藤：4)と書き出している。これらの事例から、本稿で提示している齋藤の「社会的ひきこもり」定義(6)が導き出される。

「(社会的ひきこもりは)二十代後半までに問題化し、六ヶ月以上、自宅にひきこもって社会参加をしない状態が持続しており、ほかの精神障害がその第一の原因とは考えにくいもの(齋藤 1997：4)(カッコ内筆者)」

繰り返すが、この定義からいえる〈ひきこもり〉者の行動は「社会参加をしない」ということである。同書『「社会的」ひきこもり』の副題は『～終わらない思春期～』であるこのことから齋藤

は「20代後半まで」の者という年齢の規定していることがうかがえる。そしてこの年齢の規定のほかに「ほかの精神障害がその第一の原因とは考えにくい」者といった精神障害者の属性には組み込まない者を〈ひきこもり〉者の属性に組み込んでいるともいえる。

第4項 工藤定次(私塾経営者一元NPO法人代表)の言説分析

1997年には私塾「タメ塾(〈ひきこもり〉者の共同生活施設)」を経営する工藤定次によって書かれた『おーい、ひきこもりそろそろ外へ出てみようぜータメ塾の本ー』が出版されている。この「タメ塾」は通称であり、現在は「NPO法人青少年自立支援センター」という名称である。この本が出版された時期にはNPO法人の認可を受けておらず、私塾(タメ塾)という形態で活動していたものである。同書は3部構成である。第1部は「ひきこもりという生き地獄から抜け出すには、『待つ』だけの行為に終止符を打ち、『行動』することだ」という工藤の持論が表れた長いタイトルになっている(工藤 1997：13)。第2部は「教室あり、寮あり、仕事もあり。スタッフがいて、親がいて、そして子どもたちがいる、タメ塾という場」というタイトルで工藤が代表を務める「タメ塾」の紹介である。第3部では「タメ塾を応援する二人が語るひきこもりの背景と現状、そして、タメ塾、工藤定次への期待」と題して精神科医と元高校教師のインタビューが収録されている。同書で筆者が引用するのは第1部になろう。また、工藤の著作は1990年代にはこの一冊であるので、ここでの引用は同書からのものになる。

(1) 〈ひきこもり〉やすい人の特性

工藤は家庭訪問をして子どもと会話をする中で、次の言葉をよく聞くという。「人に会うのが怖い」「僕はもう駄目だ」という言葉だという(工藤：42)。この言葉を発する子どもが多いことを工藤は次のように説明する。

不登校という状況に対して、子ども自身も多くの親も、必要以上にコンプレックスと罪意識を持っている。その意識と、日本独特と言っ

でも良い“横並び意識”から、人の目を意識し、その視線からのがれるために、こもってしまうのだ。冒頭にも述べたように、根強い“恥”意識、文化が大いに関係していると思う（工藤：42）。

工藤はここで「不登校という状況に対して」と述べているが、先の工藤がしめした＜ひきこもり＞の定義と照らし合わせて考えるならば、ここは児童・生徒を例に取った＜ひきこもり＞者の規定と考えてよいだろう（後述するが、不登校と＜ひきこもり＞を同義に捉えている言説者は多い）。ここで＜ひきこもり＞やすい人の特性と考えられるものは「コンプレックスと罪意識」を持ち、「横並び意識」から人の目を意識する」といったものが挙げられる。

（2）＜ひきこもり＞者と定義される人の行動と、（3）その人の属性

工藤は、＜ひきこもり＞を論じるのに先立ち、不登校についての分類を示している。その4つの分類は、①遊び人型（非行型と称する人もいる）、②無気力型（ただ何となく行きたくない）、③こもり型（人の目が気になり、外に出たいけど出られない）、④問題特定型（いじめ、友人関係、教師との関係、勉強・体育等教科のいやさ、離婚や両親の不仲など、特別な問題から行けなくなったり、行かなくなったり）といったものである。工藤は③の“こもり型”が日本の不登校の独自性であり、大きな問題だとしている（工藤：16-17）。このように不登校の日本の特徴を導き出した上で、この③のこもり型が今日のひきこもりの問題だしている（工藤：41-46）。では具体的にどういった行為を＜ひきこもり＞（工藤のいうところの“こもり”）というのだろうか。同書において工藤が、富田富士也の活動について＜ひきこもり＞の定義を「“心理状態”という曖昧な定義にしているために“ひきこもり”の子どもたちに対する対応も曖昧になってしまうのだ」（工藤：51）と批判し、独自の＜ひきこもり＞の定義をしている部分がある。「“ひきこもり”は『家に閉じこもりきりで、家族又は特定少数の人間としか接触できない、しようとしぬ児童・生徒・（大人）』という定義に限定すべきだ、と考える」（工藤：50）。ここから

導き出せる＜ひきこもり＞と規定する行為は、「家に閉じこもりきり」で「家族や特定少数の人間としか接触しない」行為となろう。またその人の属性としては、上述したような富田への批判や、不登校との関連、「結論から先に言えば、子育ては失敗した、といえる」（工藤：38）というような子育て論から、考えてやはり主な対象者は「児童・生徒」であり、例外的に「（大人）」を対象ともすると考えてよいだろう。

第5項 近藤直司（精神科医 精神保健福祉従事者）の言説分析

次に、齋藤と同様に既出ではあるが、公的相談機関に勤務する精神科医の立場（近藤 2001：69）からの発言として近藤直司の視点をとりあげたい。近藤は＜ひきこもり＞本として1999年に『引きこもりの理解と援助』、2000年に『青年のひきこもり』、2001年に『ひきこもりケースの家族援助』を共編著者として出版している。2001年の同書は後述するガイドラインの完成版に参考文献として取り上げられ、ガイドラインが示す＜ひきこもり＞の概念の完成には影響をあたえているといつてよい。しかし、本稿では1990年代に示され、厚生労働省がガイドライン作成に着手する際に影響を与えた言説としてみていく必要性から、引用については1999年出版の『引きこもりの理解と援助』に収録された文献に限定する。

（1）＜ひきこもり＞やすい人の特性

近藤は「引きこもりケースを理解する上で重要な鍵概念と思われる『スキゾイドschizoid（分裂病質）』『自己愛（ナルシズム）の病理』『強迫性』という三つのパーソナリティ特性と、それぞれに対する精神療法的な関わりの指針について」述べている（近藤：30-43）。これら「パーソナリティ特性」を「心のクセ」とも言いかえて説明している（近藤：31）ことから、これらの「パーソナリティ特性」といった精神病理的な見方が近藤がしめす＜ひきこもり＞やすい人の特性の一つといえよう。

（2）＜ひきこもり＞者と定義される人の行動と、（3）その人の属性

近藤は、保健所や精神保健福祉センターでの相

談事例から、近年「非分裂病性の引きこもりケース」の増加を指摘し、「一口に『引きこもり』といっても、その状態像はさまざまなようです」と述べる（近藤：10）。具体的に挙げているものとしては以下のような記述がある。

就学・就職など、年齢相応の社会生活をしているものの、「人との関係で率直になれない」「表面的な付き合いは特に苦にならないが、親密な人間関係は避けたい」「人からあれこれと誘われたりするようになるとたまらない」といった対人関係上の悩みを訴えるケースもあれば、「高校・大学を卒業しても、どうしても就職しようという気になれず、友達付き合いもしたくない」「近所のコンビニやビデオショップ、床屋くらいには出かけて行くが、それ以上は社会に出かけて行く気がしない」といったもの、さらには「この数年、家の中では家族と普通に付き合っているが、ほとんど外出はしていない」「日中は家の中でブラブラしていて、毎夜のように家族に過去の恨みつらみを訴える」「親の責任を一方的に追及するばかりで、具体的な行動は何も起こそうとしない」「家族ともコミュニケーションをせず、自室にこもっている」「家族が寝静まった深夜になると居間に出てくる」といったケースまで、その質や程度はさまざまです（近藤：11）

引用文の後半で採用されている事例は、これまでの言説者が規定した＜ひきこもり＞者と定義される人の行動と重なるところが多い。「就職しない」ことや「友達付き合いをしない」こと、「近所のコンビニやビデオショップ、床屋」くらいにしか出かけて行かないこと、「ほとんど外出はしない」ことや「家族に過去の恨みつらみを訴える」「親の責任を一方的に追及する」「家族ともコミュニケーションをせず、自室にこもっている」「深夜になると居間に出てくる」といったケースであろう。また、その人の属性であるが、富田、田中、工藤などのように、子どもだけを対象に記述していない、上記引用文のような相談事例の増加を「思春期・青年期にみられる引きこもりの問題」（近

藤：10）と述べていることから考えると近藤が考える、＜ひきこもり＞者その人の属性としてこの「思春期・青年期」といったものが考えられよう。

第6項 言説分析のまとめ

以上5人の言説者の持論を、(1)＜ひきこもり＞やすい人の特性と、(2)＜ひきこもり＞者と定義される人の行動と、(3)その人の属性という視点からみてきた。どの言説者も不登校との関連に言及しているが、その位置づけとしては若干の違いがみられる。これら言説のなかで、富田、田中、工藤らの記述からは、不登校＝ひきこもりとも読める記述がみられる（富田 1992：24 田中 1996：30、173 工藤 1997：16、53など）。ただ共通していえることは、5人の言説者は＜ひきこもり＞者に対して放置するあるいは無視をすることを望まない。

その結果(1)＜ひきこもり＞やすい人の特性と、(2)＜ひきこもり＞者と定義される人の行動と、(3)その人の属性といった規定が読み取れるような記述をしている。この記述によって生み出された＜ひきこもり＞のカテゴリーは、各言説者が独自の視点で、創出したものである。このようなカテゴリーは厚生労働省作成のガイドラインに少なからず影響を与えているといえよう。

第7項 厚労省のガイドラインへの影響

(1) ガイドラインの概要

2000年に作成されたガイドラインは、I章で、「ひきこもり」の概念が、II章で、関与の初期段階における見立てについて、III章では援助を進めるときの原則が、IV章では、具体的な援助技法が述べられている（出版されたガイドラインではI～III章は第1章「ひきこもりについて」としてまとめられており、IV章が第2章となっているが内容に変更はない）。

このガイドラインは、－精神保健福祉センター・保健所・市町村でどのように対応するか・援助するか－という副題にも示されているように＜ひきこもり＞者に対する対応・援助の指針である。このガイドラインで扱う＜ひきこもり＞について

は、「ひきこもり」の概念として次の5項目がタイトルとして挙げられている（ガイドライン：3-8）

- ① 「ひきこもり」は、単一の疾患や障害の概念ではない
- ② 「ひきこもり」の実態は多彩
- ③ 「ひきこもり」の長期化は一つの特徴
- ④ 「社会的ひきこもり」とは
- ⑤ 「ひきこもり」は精神保健福祉の対象といったものである。

これら5項目について現代的意味を含め筆者なりにまとめると次のようなものとなる。

- ① <ひきこもり>をさまざまな要因によって社会的な参加の場面がせばまり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態（ガイドライン：3）と定義した上で、対象者は、これまでの経歴や年齢を問わず多様性をもったメンタルヘルス（精神的健康）に関する問題として規定する。

- ② その具体的な状態像は、対象者のライフコースも含め、一つに限定できず多様。

生物学的要因（精神疾患や知的障害など）が強く関与している場合やそうでない場合（病理的判定主体の視点＝精神科的観点からの詳細な診断ではパーソナリティ障害や社会恐怖と診断されることもある）がある。

- ③ 生物学的側面（神経システムの機能の変化など）、心理的側面（パーソナリティ障害など）、社会的側面（社会環境など）、複数の要素から<ひきこもり>が長期化している状態である。

- ④ 齊藤の定義（齊藤1998：25）を紹介する。そしてその定義にもとづく<ひきこもり>か否かの判定には、大きな意味はない。それ以上に、多様な状態がある点や長期化する点、詳しい状況がわからぬまま援助活動を開始しなければならない点を理解するようにと強調。つまり、判定主体は、初めから支援対象であるということを念頭において、対象と向き合う。

- ⑤ つまり齊藤の定義する「社会的ひきこもり」も含めてすべての<ひきこもり>は精神的健康の問題である。したがって、精神保健福祉

の対象である。

あくまでも『自宅にひきこもって社会参加しない』という共通の行動をとっている、多彩な状態への地域精神保健活動のあり方に対する指針であるということを示している。

（2）ガイドラインが採用した言説

出版ガイドラインでは明記されていないが、配布ガイドラインでは文末に（参考文献：近藤直司編「ひきこもり」ケースの家族援助 2001 金剛出版）というように明記されている。これは、このガイドラインが示す立場も概ね近藤らの立場に準拠することを示している。

近藤は<ひきこもり>を「非分裂病性引きこもり」と呼称し、「明らかな精神病症状はみられず、無為自閉といった分裂病の陰性症状とも違うケースであるとする（近藤1999：10）。そして「人間関係を回避している」「閉居している」といった生活状態だけを捉え、分裂病と即断することは誤りであるという（近藤1999：11）主張があった。

近藤はガイドラインが参考をした『「ひきこもり」ケースの家族援助』の中で、以下のように主張している。

筆者は「ひきこもり」とは何か「ひきこもりケースと呼ぶのは、どのようなケースか」といった定義を定めることや、個々のケースが「ひきこもりか、ひきこもりではないか」を判定しようとするに、それほどの実践的有用性を感じていない。実際のケースは、それらを区別することなく相談に訪れるので、精神分裂病であれ、広汎性発達障害であれ、「ひきこもり」をきたしているケース全体について理解を深め、その治療・援助について検討するという実践的な姿勢が求められる（近藤 2001：14）

この近藤の姿勢は先に挙げたガイドラインが示す<ひきこもり>の概念の⑤の中にも記述がみられる。ガイドラインが近藤らの姿勢を踏襲していることがうかがえる。このようにみると、<ひきこもり>という行為の定義化に対しては、個別具体的に取られがちな明確な表現をさけた上で、そ

の行為者についての規定は、より広範囲に設定しようという意図がみえてくる。

2000年当初、厚生労働省には、〈ひきこもり〉というものについて「社会的関心が高まっている」という認識があった。本稿で紹介したさまざまな言説者の持論の発信も影響があっただろう。

近藤は本稿で見てきた中で〈ひきこもり〉という行為規定や〈ひきこもり〉者という行為者規定には広範囲の設定をしていた。しかし、ガイドラインでは「あくまでも『自宅にひきこもって社会参加しない』という共通の行動をとっている、多彩な状態」と規定した。この規定は斉藤が定義した「社会的ひきこもり」に相当するものであり、当時のガイドラインでは〈ひきこもり〉という行為の規定は斉藤の主張を採用したものであると思われる。

つまり、2000年当初は20代後半までの思春期的な要素を特徴の一つとした問題であると認識していたともいえる。

しかし、当時から「あくまでも精神保健福祉の問題」だと宣言したことは、近藤らが指摘したように、誰もが〈ひきこもり〉をしかねないのだという主張もしていた。

その上で、〈ひきこもり〉をめぐる問題は国民の精神保健に関する問題であり、厚生労働省がその問題に取り組むと宣言したことは、新しいカテゴリが福祉の分野に取り込まれたことを意味する。

(3) ガイドラインの制定とラベリング論的視座

ラベリング論的視座から、もう少し言及するならば、規則執行者である厚生労働省の担当者は、規則創設者（ガイドラインを生み出す者）として斉藤や近藤の規則を採用し、独自に執行規則をまとめあげたともいえる。

他の言説者の規定が採用されたとみるか採用されなかったと見るかは、当時、意見がわかれるところと考えたが、少なくとも参考・引用文献としては採用されなかった。

筆者なりにその理由を考察するならば、富田、田中、工藤の〈ひきこもり〉規定には、不登校と〈ひきこもり〉の明確な峻別がなかった。

その点、斉藤と近藤は、その不登校と〈ひきこもり〉の言葉の使用法に明確な使いわけが見られ

た。言及するまでもないことかもしれないが、不登校となると、文部科学省との兼ね合いも考慮にいれなければならない。また、富田、田中、工藤は、その事例や主張が親の視点に立ってのもの（読者として親を想定しているもの）であり、「(3) 〈ひきこもり〉者と定義される人の属性」として「子ども」を対象としていたことから読み取れた。

このように、彼ら3人の主張は、〈ひきこもり〉者の親への主張でもあった。換言すれば社会問題という視点からの論及が薄かった。

これは同じ厚生労働行政のなかでも児童福祉との兼ね合いも考慮にいれなければならないということもあるが、精神保健福祉の問題として取り込むためには、「子ども」という対象者の限定を前面に出した言説よりも、心の問題（メンタルヘルスの問題）として、強調される言説のほうが採用しやすいという点が想定される。

斉藤や近藤らの主張からは「子育て」の視点が強調されてこない。逆に、斉藤や近藤らの言説からは精神医学的視点からの論述や疾患的な解説が前面に出されており、相対的に「子育て」の視点は強調されない、このように広く一般的な心の問題と捉えた点が、精神保健福祉の問題として採用された理由のひとつであり、現在の中高年〈ひきこもり〉や8050問題を加えても主張の整合性がとれるものと考えられる。

行政の公式の調査報告書である白書での〈ひきこもり〉の取り扱い方を見てみると、省庁再編にともない厚生労働白書となった平成13年版（2001年9月発行）に初めて〈ひきこもり〉という言葉に対する言及がみられる。〈ひきこもり〉に関する記述は、『「ひきこもり」などの問題』と題して書かれている。その位置づけは、白書の第1章「個人をとりまく社会経済情勢の変化」の第1節「心身面での状況の変化」の2項目目「生涯を通じた健康づくり」の(2)現代人の心の問題の⑤に位置する。この現代人の心の問題の項目は他に、①現代人のストレス、②自殺者の増加、③うつ病への対応、④児童虐待の動向があり、〈ひきこもり〉に関する記述の後に⑥として心の問題の背景について言及している。このことから、厚生労働省は〈ひきこもり〉というものは、さまざまな心の問題のひとつに属するものだと捉え、精

神保健福祉の問題であると宣言していることがわかる。

言い換えれば、厚労省が規定する「人間の健全な行為様式」から、〈ひきこもり〉という行為カテゴリーを抜き出し、不健康な状態であると規定し、同時にそのような行為者を〈ひきこもり〉者と規定し、いわばストレス、自殺、うつ病、児童虐待などのいわば「心の不健康カテゴリー」ともいえる精神保健福祉の対象に組み入れたこと（逸脱の医療化）がわかる。

第3節 8050問題と〈ひきこもり〉言説

本節では2019年5月に発生したカリタス小学校事件以後に発表された言説（規則創設者）の分析を意図している。したがって、2019年5月以降に出版された〈ひきこもり〉本で述べられている言説を分析する⁵⁾。

ここで取り上げる言説は、(1)川北稔、(2)藤田孝典のものである。上記以外にも「中高年〈ひきこもり〉」や「8050問題」をタイトル・副題に挙げた著者もいる。代表的言説者は、『中高年ひきこもり』の著者、斎藤環と『ルポ8050問題』の著者池上正樹である。斎藤環に関しては、この20年継続して発信している言説者であること、ジャーナリストとして〈ひきこもり〉に関わる池上は、カリタス小事件の前から、WEB媒体「ダイヤモンドオンライン」上で2009年から「引きこもり」するオトナたち」という連載記事を書いており、連載はすでに10年以上300を超える記事を書いている。したがって本稿の趣旨であるメディアの事件報道に触発された言説とは言えないと判断し、本稿の分析対象からは外すこととした。川北稔は同書でも述べているように2001年から研究対象として関わっている（川北：6）。この点で、斎藤環同様、事件以前からの言説者であるともいえるが、同書の帯で「緊急出版」と明示しており、事件の影響を受けて出版したと明示しているため、第2節の言説者同様、ここで取り上げる言説が、出版後一定程度読者に反響があり、また、出版する必要にせまられた者たちの言説であるということである。

分析は、それぞれの発信者の拠り所となる①定義、②〈ひきこもり〉者と定義される人の行為と、③その人の属性が読み取れる箇所を抜き出し考察する。

第1項 川北稔（社会学者）の言説分析

川北稔による『8050問題の深層「限界家族」をどう救うか』は、2019年8月30日に刊行されている。そのカバーに「緊急出版、決して他人事ではない、「親子共倒れ」の現実、知られざる長期・高齢ひきこもりの実態を浮かび上がらせ、社会的孤立から脱する方策を提言する」とあるように、カリタス小学校事件を契機に出版されたことがわかる。

(1) 〈ひきこもり〉の定義

川北はひきこもりについて以下のように述べている。

「本題に入る前に、「ひきこもり」とは何かを確認しておこう。ひとこと言えば、ひきこもりとは社会に参加することがなく、家族を中心に生活している「状態」のことである。誰でもこの状態を経験することはありうる。本書でも「彼はひきこもりだ」というように「人」を指すのではなく、「状態」を指してこの言葉を使うようにしたい」

そして併せて厚労省の2010年のガイドラインの定義を提示している⁶⁾（川北：19）

川北の〈ひきこもり〉の言葉の明示はシンプルであり「状態」としている点で、併記している厚労省の定義を議論の中心に据えていることが見てくる。この定義自体を問題視する立場ではないことが読み取れる。

(2) 〈ひきこもり〉として取り上げる事例について

同書で川北が示す〈ひきこもり〉事例は多岐にわたる。同書で取り上げる事例は川北自身が実践過程で向かい合ったものではなく、社会学者としてのフィールドワークから収集したものと思われる。「なお、本書で紹介する事例は内容の理解に差し支えない範囲で細部の変更を行っている」との記載がある（川北：32）

以下事例の対象者の読み取れる状況を抜き出し

てみる。以下のA～Rは筆者による符号である。「事例〇—〇」は川北による整理符号である。

A：事例1—①20代女性 人間関係の躓きからの大学を休みはじめた。母親の発言に傷つく娘と過去の子育てを反省する母親のインタビューが記載されている。

B：事例1—②30代男性 就職活動がうまくいかず、鬱状態。アスペルガー症候群という障害を付与される。就職活動に失敗したことと発達障害と診断されたあとの活動が記載されている。

同書にも述べられているが、このA、B事例は、2019年の事件以前に川北が集めた事例であり、8050問題の理解というよりも<ひきこもり>の理解に重点を置くものである。

C：事例2—①40代男性 就労歴なし、認知症の母の介護がきっかけで外部との接点があったことがある。

D：事例2—②50代女性 精神疾患の疑い。両親は支援を拒否。

E：事例2—③40代男性 対人不安がつよい、自立相談支援窓口担当者がSOSを受け、10年ぶりの外出。

F：事例2—④50代 両親は他界しており、独居。食糧支援を受けながら、生活保護受給に至る。

G：事例2—⑤50代男性 母親は介護施設入所、外部との接触がないまま一人暮らし。

事例のC～GはA、Bに比べ年齢が高く、状態として8050問題に類する事例として提示されている。川北は、これらの事例を通して、「介護をきっかけに家族にアプローチする介護関係者や、年齢や分野を問わない自立相談支援窓口の支援者による対応例」が今後ふえていくことを示唆している（川北：93）。筆者が経験し、報告した8050問題の事例も地域包括支援センターのケースワーカーが「業務の範囲外なのですが」として、相談を受けたものであり、介護に関わる専門職種や民生委員が発見し、対応を模索するケースが増加するこ

とを提示した。川北は例示したC～Gの事例を通して、「従来の「家族観」、「ひきこもり観」を見直す余地あるように思われる」と述べている。

H：事例3—①20代男性 支援者のアドバイスで両親が対応を変える。結果として医療機関での受診につながる

I：事例3—②20代女性 高校時代がきっかけ、NPOの支援者が居場所を提供

J：事例3—③30代男性 地域若者サポートステーションの事例

K：事例3—④30代男性 医療機関でうつ病と診断、障害者手帳を取得。障害者向け支援サービスを受給

L：事例3—⑤30代男性 大学時代の就職活動時がきっかけ、野球をきっかけに外部との接点、障害者手帳受給へ。

M：事例3—⑥50代男性 15年前に会社を退職後<ひきこもり>状態、70代の父と二人暮らし。社協の紹介で自宅での内職。

N：事例3—⑦50代男性 両親は他界、孤立状態。福祉サービスにつなげる助言。地域活動支援センター（趣味）とのつながり。

事例H～Nはいずれも支援の対象者として扱われている。対象者の年齢には幅があり、8050問題・中高年<ひきこもり>特有の支援としての例示ではない。H～Lの事例は、この20年の期間に<ひきこもり>に関わる期間が実践として行い例示されてきたものである。

注目すべきはM、N事例であり、2000年以降の若者の問題として対応してきた支援機関にしてみれば「対象外」、従来の就労支援からは「範囲外」、精神保健福祉支援からは「医療的支援」によらなければ「支援困難」事例とされてきたものである。

川北は、この2つの事例の特徴として「生活上の困りごとを拾い上げる支援」として捉えている。そしてその支援が機能するためには「関係構築」、「見守り」といった、ソーシャルワークで重要とされる概念を提示している。同時に、家族（親）や<ひきこもり>対象者に対して「受援力」を高める工夫を述べている。これは、被災地の復興過程でも議論になることである。そして、

マズローの欲求の階層を例示し、その欲求を満たすための支援として、フォーマル・インフォーマル支援の組み合わせを例示している。つまり基本的な欲求である「生理的欲求」と「安全と安心の欲求」はフォーマルな支援が、「所属と愛の欲求」、「承認の欲求」「自己実現の欲求」にはインフォーマルな支援が必要であるとの見解である（川北：131）。

そして、同書の後半では、「オレンジの会」という支援団体の支援事例が紹介されている（執筆も川北ではない）。

- O：支援事例1 40代男性 小学校時代から欠席しがちだったケース
 P：支援事例2 50代女性 30歳のときの交通事故がきっかけ。
 Q：支援事例3 20代 中学卒業後就職した会社の人間関係
 R：支援事例4 50代男性 大学卒業後の就職がうまくいかず就職・離職の繰り返し

以上O～Rの詳細な支援事例（支援ドキュメント）は、いわゆる「伴走型支援」⁷⁾と呼ばれるものである。要支援者(当事者:<ひきこもり>者)のニーズを総合的に捉えた支援となる。川北も言及しているが唯一の正解はないため、これらの支援の再現可能性を試みることは難しい。しかし、これらの事例の重要な視点は解決した（もしくは解決に向かっている）という事実ではなく、「伴走型支援」という言葉が示すように、支援の姿勢を表しているといえよう。このような支援の必要性を川北は示している。伴走型支援ということばは、定義も定着していない部分があるが、そのネーミングからいえることは、「当事者主体であり、包括的であり、多岐・長期にわたる支援」であろうことは容易に類推できる。

川北はひきこもり・8050支援はどうあるべきかという見出しの項で以下のような見解を述べている。

「40歳以上の無職やひきこもり状態の人を含め、8050問題の対応ははじまったばかりといえる。介護をきっかけに家族にアプローチする介護関係者

や、年齢や分野を問わない自立相談支援窓口の支援者による対応例は、今後も増えていくと思われる。一方外部には窮状に思えても、本人や家族が支援者の提案をなかなか受け入れない実情があるのも現実である。限界に至るまで外部の支援から家庭を閉ざす人たち、支援を求めている反面、具体的な提案を受け入れにくい家族の姿がある。そこには従来の「家族観」「ひきこもり観」を見直す余地があるように思われる」川北（92-93）

くしくも、川北が同書で例示したように、<ひきこもり>の範疇となるであろう事例は多岐にわたるし、<ひきこもり>以前に対処すべき課題を持っているケースがほとんどである。川北は「ひきこもり観」を見直す余地に言及しているが、そもそも<ひきこもり>という言葉を使い続けることに限界があるのではないかということも筆者は考える。

第2項 藤田孝典（社会活動家）の言説分析

藤田孝典は、貧困問題に取り組む社会福祉士であり社会活動家である、著書である『中高年ひきこもり—社会問題を背負わされた人たち』はやはり2019年11月1日に刊行されている。帯には「40代～60代のひきこもりが61.3万人の衝撃！当事者の肉声でこの国が抱える現代の問題点を炙り出す！親との確執、パワハラで離職、うつ病……ひきこもりの原因は多岐にわたるが、根本的要因は日本の独特な社会構造にあった！？ “不寛容大国”ニッポンで増え続ける中高年ひきこもりの実態とは？年老いた親×ひきこもりの子ども＝8050問題に解決策はあるのか？」

以上のように、帯だけで当該書の内容が見えてくる内容の言葉が並ぶ。以下同書にて藤田が挙げる<ひきこもり>事例はどのようなものか見ていく。

(1) <ひきこもり>の定義

まず同書の中で、藤田は3つの定義を紹介している⁸⁾。

斎藤環、塩倉裕、特定非営利活動法人KHJ全国ひきこもり家族会連合会の三者のものである。(藤田18-20)

これらの定義は、すでに多くの言説者が例示しているものであり、藤田もこの定義自体に疑義を

示す立場ではないようだ。

(2) 事例について

藤田は同書の中で4つの事例を挙げている。それは『中高年ひきこもり』では、具体的に4人の当事者の声を聞いて、その声から今後の支援策や対応策を検証している。

事例1 場面緘黙（かんもく）症で、職場の人間関係に苦勞し、精神科での不適切な対応に苦慮した41歳の女性。

家族構成：父（70代）、母（70代）、妹（39歳）

ひきこもりのきっかけ：場面緘黙症で、職場の人間関係に苦勞した

ひきこもり期間：30歳から11年

現在の様子：ひとり暮らし。家族からの虐待があり、家族との関係を断絶。

ひ老会（ひきこもりと老いを考える会）に参加している

事例2 大学を出て就職した後、半年で離職した49歳の男性

家族構成：父（70代後半）、母（70代後半）、妹（年齢不明）

ひきこもりのきっかけ：新卒で就職後、半年で離職

ひきこもり期間：20代半ばから。現在は「断続的ひきこもり」ともいえる状態

現在の様子：ひとり暮らし。

ひ老会（ひきこもりと老いを考える会）に参加している

事例3 小学5年生で、性差別によるいじめで不登校になった40歳（体は男性、性自認はXジェンダー）

家族構成：父（75歳。12年ほど前からプロテスタントの牧師）、母（プロテスタント、

2011年に死別）、兄（すでに独立）

ひきこもりのきっかけ：小学5年生で、性差別によるいじめで不登校

ひきこもり期間：明確にひきこもっていたのは25～27歳

現在の様子：現在もひきこもり“後遺症”状態：父と2人暮らし。父親と表面上は良好な関係に見えるが、大事な話ができる間柄ではない。雇用契

約のない形態で仕事（内職）を約1年続けている。

事例4 高校2年で不登校。その後うつ病、強迫性障害が悪化した40歳の女性

家族構成：父、母方の祖母。母とは5歳のときに死別

ひきこもりのきっかけ：高校2年生で不登校。その後、うつ病を発症。うつ病が快方に向かうも、強迫性障害が悪化

ひきこもり期間：17～31歳。最近も短期間のひきこもりを繰り返す。“まだらひきこもり”

現在の様子：現在はひとり暮らし。親子関係は疎遠。特に父親とは関係不良だが、現在は若干回復している。

藤田の事例は、すべて藤田自身が直接対面してインタビューを行っている。いわゆる一次資料であるが、「ひ老会」という自助グループにすでに参加できているケースであり、いわゆる〈ひきこもり〉経験者である。

この4つの事例も多様であり、〈ひきこもり〉という言葉の曖昧さ、本人が〈ひきこもり〉のラベルを引き受ければ対象となることを表している事例選定といえよう。

彼らにとって本当に問題なのは〈ひきこもり〉そのものではなく、それぞれに個別の問題を抱えており、その問題に対処する過程の中で一定期間行っていた行為・状態が〈ひきこもり〉であるだけである。

藤田は同書の中でそれぞれの固有の問題（親子関係・障害・労働問題・貧困・ジェンダー・不登校など）それぞれの対処法に言及し、適切な支援機関と支援の必要性を社会活動家のスタンスで提示する。しかし、それはそれぞれの抱えた問題への対処法であり、〈ひきこもり〉の対処法ではない。

第3項 中高年〈ひきこもり〉・8050問題時代の〈ひきこもり〉言説

本節では、「中高年〈ひきこもり〉や8050問題」を念頭に置いて、なおかつカリタス小学校やその後の事件を念頭に置いて出版した言説者の見る〈ひきこもり〉について彼らの取り上げる事例を抜き出し検討した。

彼らは、ガイドラインならびにガイドラインに準じた定義を念頭に置いて〈ひきこもり〉を論じ、その証左として〈ひきこもり〉者の事例を提示している。川北が提示する多くの事例のなかには、2019年以前のものも含まれる（A、B事例）。本稿では、中高年〈ひきこもり〉、8050問題を論じる前段としての〈ひきこもり〉論にも言及しているため、「中高年」「8050問題の範疇である年代（40代から60代の当事者）」でないものも例示している。

筆者は、本稿とりわけ本第3節の主旨として、「中高年」「8050問題の範疇にない事例を取り上げるかどうかの検討をし、結果として川北が例示した事例をすべて検討材料として取り上げた。筆者と同様に長年この対象と向き合ってきた川北の〈ひきこもり〉を捉える視点としては、対象者の年代だけではない、〈ひきこもり〉の持つ複雑な視点を範疇に入れるためには必要と考えたからである。多様な主体が〈ひきこもり〉として判定されることを理解し、読者に伝えることが本稿を通して考える主題であるからである。

藤田が例示した事例も、個人の置かれた状況や特性は多様である。しかし、「ひ老会」という居場所に集まるという共通点があり、抱えている問題の共通項がある。そして社会構造が生み出す「中高年ひきこもり問題」としたうえで、これらの事例を通して、「ひきこもり問題を教育現場の不登校問題、若年層のひきこもり問題など狭い領域にとどめてきたことを大いに反省しなければならない。その存在をないことにはできない。当事者たちの指摘を受けて存在を認めた以上、その対応もしていかなければならない。」と述べる（藤田：198）。この矛先は親でもなく、行政であろう。そのため、「何よりも重要な点は、現在の誤った中高年ひきこもり対策をやめ、修正していくことだ。（藤田：198）」と〈ひきこもり〉対策への問題点を述べている。

具体的には、いわゆる人権を無視した「引き出し屋」の規制や、当事者のニーズとサービス提供の不一致についてである。この点は、筆者のフィールドワークからも理解ができる点である。厚労省は、地域政策として平成21年度から、「ひきこもり支援推進事業」として取り組んでいる。詳細な

考察は次の課題としたいが、この事業の柱は①ひきこもり地域支援センター設置運営事業、②ひきこもり支援に携わる人材の養成研修、③、ひきこもりサポート事業、の三つからなるのだが、全国一律の支援のあり方提示は、地域の実情からはかけ離れたモデル提示もあった。この点は、藤田同様、筆者も検討を要するところである。

4節 まとめと今後の課題

第1項 まとめ

本稿では、〈ひきこもり〉を分析する視点を再考することを目的としてきた。社会病理学などの体系の中で語る逸脱論からの視座が有用であることと、それを裏付けるために〈ひきこもり〉が一気に流通した2000年前後と、新たな課題（イメージ）も加わった今の〈ひきこもり〉像である2019年以降に語られた事例の検討を行った。この2節で取り上げた事例と3節で取り上げた事例からもわかるように、現在もなお〈ひきこもり〉として統一した状態像がないことがわかる。川北・藤田が取り上げる2019年以降の事例は高年齢化していることが特徴のひとつであるが、〈ひきこもり〉が社旗問題化して20年の経過している現在、対象者を高齢化させていると考えれば、容易に想像できることであるが、提示された事例では、思春期に〈ひきこもり〉それ以降20年近く継続して年齢を重ねた事例（時間が経過した状態像）だけではなく、中高年になり〈ひきこもり〉になるケースも示された。つまり思春期が共通要件とみられていた2000年前後とは違う〈ひきこもり〉イメージが付け加えられたともいえる。

第2項 今後の課題

今後の課題として三つの視点（研究の具体的方法と方向）を述べる。

(1) 分析の方法

本稿の分析対象は、すでに刊行された文献が取り上げたいわば二次資料からの分析である。筆者はこれまで、〈ひきこもり〉を自認する者という

調査対象者の選定における概念規定をし、若干数のインタビューを試みてきた。しかし、〈ひきこもり〉と呼ばれる対象にたいして包括的に理解できるだけの一次資料を提示することはできていない。

対象と分野は違うが、松田剛は、膨大な二次資料を体系的に分析し「ブームについての分析の方法を提案している」(松田 p :278)、具体的には「癒し」ということばの意味のダイナミクスを捉えるために大量の雑誌記事タイトルの内容分析を行っている。

社会的に負のイメージを伴って流布された〈ひきこもり〉に関わる当事者への接近（一次資料の収集は、石川をはじめ多くの先行研究の蓄積がある）は意味があることであるが、二次資料を利用した〈ひきこもり〉という言葉に着目した分析を2020年代の展望として試みる必要がある、その際、松田の提示した研究の「貢献と課題」は、筆者に大きな関心を持たせるものである。

(2) あいまいな対象についての理解の深化。

〈ひきこもり〉を主題に社会学の領域で初めて博士論文をもとに、刊行された図書は、筆者の知る限り石川良子の『ひきこもりの〈ゴール〉-「就労」でも「対人関係」でもなく』であろう。

石川の視点は、「“実態”ではなく“パースペクティブ”を提示する」(石川p13-15)ことを目的とし、「・・・その人たちが語ってくれた個別的な経験を、できるだけ当人たちの実感から離れることがないよう、私なりに再構成した一つの“ストーリー”あるいは“パースペクティブ(見方)”である」(石川p14。)とし、ライフコース論の分析手法から接近している。石川は「当事者」とはどのような人々か(p15~)という問い(石川の「当事者」の定義=〈ひきこもり〉の定義)を「“自らを「ひきこもり」の当事者と定義している人々”である」としている。これは、「いじめ」や「DV」の定義同様、自身が認識して初めて成立するものである。石川の定義は、石川の調査対象者(インタビュー)の(概念)規定=定義といえる。それは以下の部分からも読み取れる。

「本書における「当事者」とは「ひきこもり」の当事者になった人々」と言い換えられる。このように「当事者」を捉えた場合、実際ひきこもっ

た経験をもってはいないが自らを当事者と呼んでいるような、いわゆる「自称ひきこもり」もふくまれることになる。ただし本書で取り上げるのは、実際ひきこもったことがある人々に限られていることを、あらかじめ断っておきたい」(石川:p17)

このように、当事者か否か(〈ひきこもり〉の定義に合致するか否か)を判定する主体は石川になり、先に挙げた「“自らを「ひきこもり」の当事者と定義している人々”である」をどう判定しているのかを明示できない(引きこもったかどうかの判定は石川にゆだねられる)ことが課題であると考え(実践レベルでは石川が「当事者」と真摯に時間をかけて向き合い信頼関係を構築したうえでインタビューであるので、「当事者」「判定者」双方が体感的には納得できるものと考え)。

石川の対象者「当事者(調査協力者)」は、「ほとんどは、保健所や精神保健福祉センター、医療機関などの支援サービスを利用したり、自助グループに参加したりした経験を持っている。このことから、彼/彼女らは自らの置かれた状況を問題と見なし、その解決を目指した人々だと言える」(石川:p17)。定義本来の意味から考えれば、石川の取り上げる〈ひきこもり〉者の規定はあいまいなままであるともいえる。

あいまいなまま、対象者を判定しないという視座は、ラベリング論のひとつの特徴である。

そもそもある言葉がラベルとなると、そのラベルとは、名称、意味、社会的反応といった3つの知識を含み成り立っていると考えられる。社会はある名称に対して、その意味や社会的反応が時間の経過やあるイベント(事件や社会現象)などを通して、多様化(もしくは広範化)・多元化(もしくは重層化)が進んでいると筆者は考える。

一方で多様化(もしくは広範化)・多元化(もしくは重層化)するラベルについて、なんらかの統一した見解を定めようとする、社会的反応(カテゴリー化)も同時に進んでいるといえる。近年では「オタク」という言葉や「ハラスメント」という言葉がラベルとしてこのような道を辿っている。

本稿でみてきたように〈ひきこもり〉というラ

ベルが、言説者たちによって、意味づけられた内容は、個人・社会・ラベルを付与する側（隣人・他者）によってなんらかのリアクション（矯正・教育・支援・治療・説諭等）を起こすべきものであるというものである。そして厚労省も「支援の対象である」と明示したことでリアクションの主流は精神保健福祉的支援（医療を含む）となったことは、本稿が取り上げた事例からも見えてきた。

しかし、その支援は＜ひきこもり＞というものの支援ではなく、それに付随する「何か」に対する支援である。この点からいえることは、なんらかの問題を抱え、その解決を目指す人が当事者も、（精神保健福祉手帳を所持しているかどうかや通院・入院・服薬等治療の有無など）規定のあいまいな対象である＜ひきこもり＞者は、公的なサービスも利用しており、そこにこの現象がわかりにくさがあると考えられる。＜ひきこもり＞という名称があいまいなことから、今一度、個々に付随する、＜ひきこもり＞ではない状態である「別なラベル（ジェンダー・障害・疾患・家族の問題・貧困など個々人によって異なる）」に目を向けなければならないという考え方も成り立つ。

しかし、現状＜ひきこもり＞現象は支援政策要素として存在しているから、先行研究では足りない施策不備の明確化（藤田が言及しているが明確にできていない支援）も一つの視座である。つまり、個々人は常に複数のラベルを持っていて、常にそれを個々人は評価している。＜ひきこもり＞者も「よりましなラベル」として＜ひきこもり＞を選び、それを提示しているのだから、その状態から適切な支援の方向性を探るという視座である。

(3) 直近の統計調査からの問い

筆者はこれまでも多様な量的調査から、＜ひきこもり＞についての量的把握を模索してきたが、2019年3月に、内閣府は、初めて中高年層を対象としたひきこもりに関する調査の結果を発表した。この調査からは、自宅に半年以上閉じこもっている「ひきこもり」の40～64歳が、全国で推計61万3千人おり、7割以上が男性で、ひきこもりの期間は7年以上が半数を占めている。これは若年無業者（15～39歳）の推計54万1千人を上回っ

ている。この結果から、ひきこもりの高齢化、長期化が鮮明になったと報じられた。ここから次の2つの問いが生じる。それは①「なぜ7割以上が男性なのか」②「なぜ7年以上もひきこもることができるのか」である

②の「なぜ7年以上もひきこもることができるのか」については、本稿で取り上げたように、定義の問題、「8050問題」に言及する言説者の多様な視点など、より精緻な整理作業が必要であり、「8050問題」以降を視野に入れた展望と展開への模索が必要となろう。

筆者が次に取り組むべき主題は①の「なぜ7割以上が男性なのか」といった問いになろう。この点について、現時点での知見から説明を試みると次のようになるだろう。

＜ひきこもり＞に男性が多いことは、これまでも報じられてきた。たとえ無業であっても「家事手伝い」という肩書で、自宅中心の生活ができる女性に比べて、男性は「家事」を中心とした日常生活を送ることは難しい。男性のほうが、就労を前提とした社会参加が強く求められ、その就労がままならない場合には、＜ひきこもり＞といった選択肢しか残らないことは、日本社会の文化的背景からも想定できる。

女性だから家事等衣食住にともなる生活管理力が高いとはいえないが、調査方法を吟味し、ジェンダー論的視点も含めた、生活管理力：家政学的能力ともいうべき能力と＜ひきこもり＞の関連についての明らかにすることが筆者の直近の課題であり、かつ明らかにする必要性が高い視座であると考えられる。

【注】

1) 本稿で、ひきこもりという言葉に＜ ＞を付けて＜ひきこもり＞という表記にする意図を述べておきたい。現在、広辞苑にも用語として登場しているこの言葉は、社会的には一般化されたという見方もある。しかし、筆者がさまざまな場において、また様々な人々と＜ひきこもり＞を話題にする中で、＜ひきこもり＞に関する会話は成立するため、一定のイメージを共有し、議論ができるようになった。しかし、未だ精緻化された知見が得られていないという現状がある。

厚労省・内閣府および斎藤環らによる調査や臨床場面での便宜的な定義や概念規定は存在するが、社会生活上でわれわれが想起し、会話に登場する〈ひきこもり〉は、この定義の枠を容易に超えるという現状がある。

本稿ではまさにこの定義や概念規定がどのように提示されてきたかを論考するものである。筆者は、定義をふまえた言葉そのものだけに注目するのではなく、その言葉が会話のやり取りの中である意味を持つということを念頭に入れ、引用以外で筆者が使用する〈ひきこもり〉には〈 〉を付けて表記していることをことわっておきたい。

- 2) 筆者は2005年にこの視座からの有用性について論考を試みている。それから20年近くが経過し、〈ひきこもり〉をめぐる社会状況に変化が見られる現在、この有用性が変化はないのか、新しい知見が見られるのかを再確認する必要があると考える。
- 3) 吉岡一男が指摘するように、「ラベリング論」という名称には、それ自体として議論がある。また、labelingないしlabellingの日本語表記にも問題がある。カタカナ表記もレイブリングやレイベリングと表記がとういつされていない(吉岡 1991:p.1)。本論では、社会学の基本文献を紐解くかぎりもっとも一般的と思われる「ラベリング」という表記を採用する。また「ラベリング論」と表記するか、「ラベリング理論」と表記するかといった問題もある、岩永は「ラベリング論(理論)」と表記している(岩永 1998:p.54)。このように表記方法一つとっても統一されたものはないが、本稿では、「ラベリング論」と表記する。
- 4) 10代・20代を中心とした「ひきこもり」をめぐる地域精神保健活動のガイドライン—精神保健福祉センター・保健所・市町村でどのように対応するか・援助するか—(暫定版)
- 5) なお、生活経済ジャーナリストであり、NPO法人キャリアカウンセラー協会代表の肩書を持つ柏木理佳が2020年9月に『ひきこもりは“金の卵”』を刊行しているが、同書を通して、2019年の事件にかんする記述は見られない。同書の内容も不登校の子どもを持つ著者自身の体験ならびに不登校訪問専門員としての活動からの知見をまとめたものであり、対象が学齢期から思春期をメインとして

いる(柏木:231)。主張の方向性も「8050問題」や「中高年〈ひきこもり〉」ではないことがうかがえるため、本稿での論考対象からは外すこととした。

- 6) 「様々な要因の結果として社会参加(義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など)を回避し、原則的には6カ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態(他者と交わらない形での外出をしてもよい)を指す現象概念である。
- 7) 谷川勝彦は「伴走型支援を以下のように説明している
「心理支援や発達支援や療育、就労支援などの世界で、近年使われることが多くなっている言葉です。近年使われることが多くなっていることからわかるように、その必要性は叫ばれているのですが、定義はあいまいで、その言葉を使う人の解釈によっても異なる部分があります」2020/06/12のブログより
<https://note.com/tanicarts/n/nell1029ec39cc>
(20210531閲覧)
- 8) 「ひきこもりとは、20代後半までに問題化し、6か月以上自宅にひきこもって社会参加をしない状態が持続しており、ほかの精神障害がその第一の原因とは考えにくいもの」斎藤環
「ひきこもりとは、対人関係と社会的活動からの撤退が本人の意図を超えて長時間続いている状態であり、家族とのみ対人関係を保持している場合を含む」朝日新聞記者・塩倉裕
「ひきこもりとは、以下の3つの状態である。①6か月以上に渡って状態は大きく変わらず、②概ね家庭にとどまり続け、③社会(第三者)との交わりを極力避ける状態(ただし、他者と交わらない形での外出、例えば近所のコンビニや、関心のある所には1人で出かけられる場合もある)」特定非営利活動法人KHJ全国ひきこもり家族会連合会

引用・参考文献

- 石川良子 2007 『ひきこもりの〈ゴール〉—「就労」でも「対人関係」でもなく』青弓社
岩永雅也 1998 「ラベリング」清永賢二・岩永雅也編『逸脱の社会学』放送大学
上田敏・大川弥生編 1996 『リハビリテーション医

- 学大辞典』 医歯薬出版
- 大村英昭 2002 『非行のリアリティー 普通の男子の生きづらさ-』 世界思想社
- 大村英昭・宝月誠 1979 『逸脱の社会学-烙印の構図とアノミー-』 新曜社
- 長田百合子 2003 『イジメ・不登校・ひきこもりと親はどう向き合うか』 大和書房
- 柏木理佳 2020 『ひきこもりは“金の卵”』 日経プレミアシリーズ
- 川北稔 2019 『8050 問題の深層』 NHK 出版新書
- 工藤宏司 2004 『ひきこもり』 高原正興・矢島正見・森田洋司・井出裕久編 『病める関係性-ミクロ社会の病理』 学文社
- 工藤定次 2004 『脱!ひきこもり』 ポット出版
- 小林司 1997 『カウンセリング事典』 小林司編 新曜社
- 近藤直司編著 1999 『引きこもりの理解と援助』 萌文社
- 2001 『ひきこもりケースの家族援助』 金剛出版
- 斎藤環 2003 『ひきこもり文化論』 紀伊国屋書店
- 佐藤克繁・星野政明・増田樹郎編著 2003 『社会福祉援助技術論〈理論編〉-対人援助の本質を問う-』 黎明書房
- 佐藤克繁・山田州宏・星野政明・増田樹郎編著 2003 『社会福祉援助技術論〈応用編〉-対人援助の豊かさを求めて-』 黎明書房
- 塩倉裕 2000 『引きこもり』 ビレッジセンター出版局
- 新版・社会福祉学習双書編集委員会編 2006 『社会福祉援助技術論』 全国社会福祉協議会
- 精神保健福祉士養成セミナー編集委員会編 2002 『改訂精神保健福祉援助技術各論』 へるす出版
- 精神保健福祉士養成セミナー編集委員会編 2002 『改訂精神保健福祉援助技術総論』 へるす出版
- 芹沢俊介 2002 『引きこもりという情熱』 雲母書房
- 田中千穂子 1996 『ひきこもり~「対話する関係」をとり戻すために~』 サイエンス社
- 谷川勝彦 2020 「「伴走型支援」ってどういうものですか?」 note ブログ <https://note.com/tanicarts/n/ne11029ec39cc>
- 徳岡秀雄 1997 『社会病理を考える』 世界思想社
- 富田富士也 1992 『引きこもりからの旅立ち』 ハート出版
- 日本PSW協会編 1998 『改訂これからの精神保健福祉』 へるす出版
- 檜垣昌也 2004 「<ひきこもり>イメージの研究」 『淑徳大学大学院研究紀要』
- 檜垣昌也 2005 「<ひきこもり>言説の分析-ラベリング論的視座から-」 『淑徳大学大学院研究紀要』
- ひきこもりに対する地域精神保健活動研究会 2004 『地域保健におけるひきこもりへの対応ガイドライン』 じほう
- 福祉士養成講座編集委員会編 2003 『新版社会福祉援助技術論 I』 中央法規
- 福祉士養成講座編集委員会編 2003 『新版社会福祉援助技術論 II』 中央法規
- 藤田孝典 2019 『中高年ひきこもり』 扶桑社新書
- Becker, H. S. 1962 Outsiders, The Free Press. = 村上直之訳 1978 『アウトサイダーズ』 新泉社
- 宝月誠 1990 『逸脱論の研究』 恒星社厚生閣
- 松井剛 2013 『ことばとマーケティング-「癒し」ブームの消費社会史』 碩学舎
- Margolin, L. 1997 Under The Cover of Kindness: The Invention of Social Work, The Rector and Visitor of the University of Virginia = 中河伸俊、上野加代子、足立佳美訳 2003 『ソーシャルワークの社会的構築-優しさの名のもとに-』 明石書店
- Malcom Spector and John I. Kitsuse, 1977 Constructing Social Problems, Cummings. = 村上直之・中河伸俊・鮎川潤・森俊太訳 1990 『社会問題の構築-ラベリング理論をこえて』 マルジュ社
- 宗像恒次 2001 「ひきこもりの精神保健社会学」 武藤清栄・渡辺健編 『現代のエスプリ 403 ひきこもり』 至文堂
- Morgan, S. 1996 Helping Relationships in Mental Health, CHPMAN&HALL, = 春日喬監訳 2002 『メンタルヘルスにおける支援関係』 ブレーン出版
- 米川茂信 1991 『現代社会病理学』 学文社